

日本版スクーク(イスラム債) に係る税制措置 Q&A

金融庁

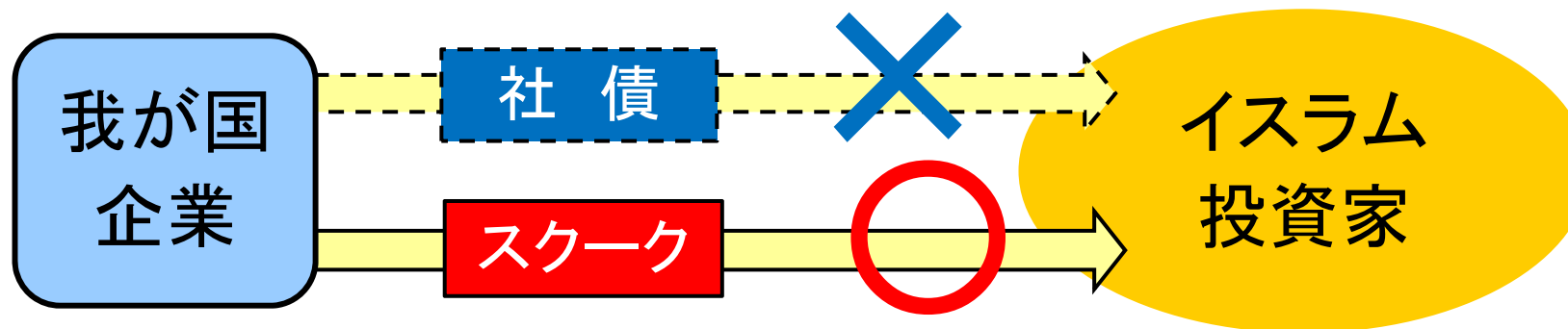


Q1: スクーク(イスラム債)とは何ですか？

A1: スクーク(イスラム債)とは、利子を生じさせる社債を取り扱うことができないイスラムの投資家や発行体でも取り扱うことができる、イスラム法を遵守した金融商品で、経済的に社債と同等の性質を有するものをいいます。

- スクークは、経済的には社債と同等の性質を有していますが、法的には社債そのものではなく、原資産となる不動産や事業から生じるキャッシュフローを分配する証券として組成されます。
- スクークを所有する者は、経済的には社債の利子と同等のキャッシュフローの分配を受けますが、法的には原資産となる不動産や事業から生じるキャッシュフローの分配を受けることになりません。イスラムの投資家がスクークに対し投資することができるのは、このためです。
- 我が国企業がスクークを発行するメリットとしては、
 - ① スクークの発行により、従来アクセスできなかったイスラムの投資家からの資金調達が可能になりますので、発行体は、資金調達手段を多様化することができます。
 - ② イスラムの教義に則ったスクークを発行することにより、発行体のイスラム圏における好感度が上昇し、イスラム圏におけるマーケティングが有利になる可能性があります。

＜我が国企業がイスラム投資家から資金調達をする場合＞



Q2:「日本版スクーク」(イスラム債)とは何ですか？

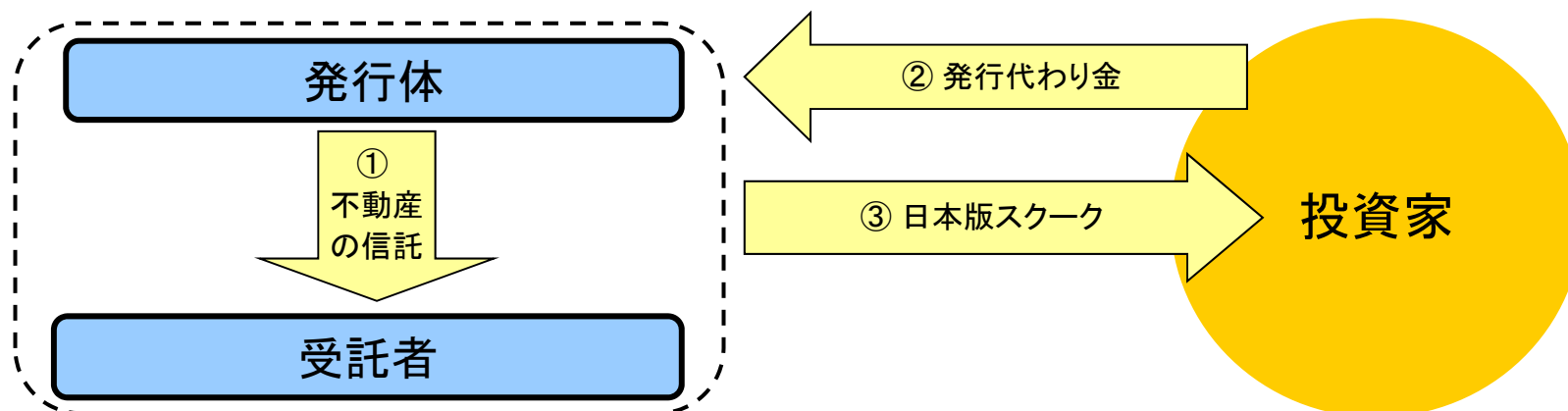
A2:「日本版スクーク」とは、従来の投資家からのみではなく、イスラムの投資家からの資金調達をも可能とする金融商品で、法的には社債そのものではありませんが、税制上は社債と同様の取扱いが措置されているものです。

- 具体的には、「資産の流動化に関する法律」に規定される「特定目的信託」の「社債的受益権」を活用して組成されます。「社債的受益権」とは、社債の利子のように、あらかじめ定められた金額の分配を受けるものであり、法的には社債ではありませんが、税制上は、平成23年度税制改正により、社債と同様の取扱いが措置されています。

「日本版スクーク」の発行スキーム例(イジャーラ・スクークの場合)

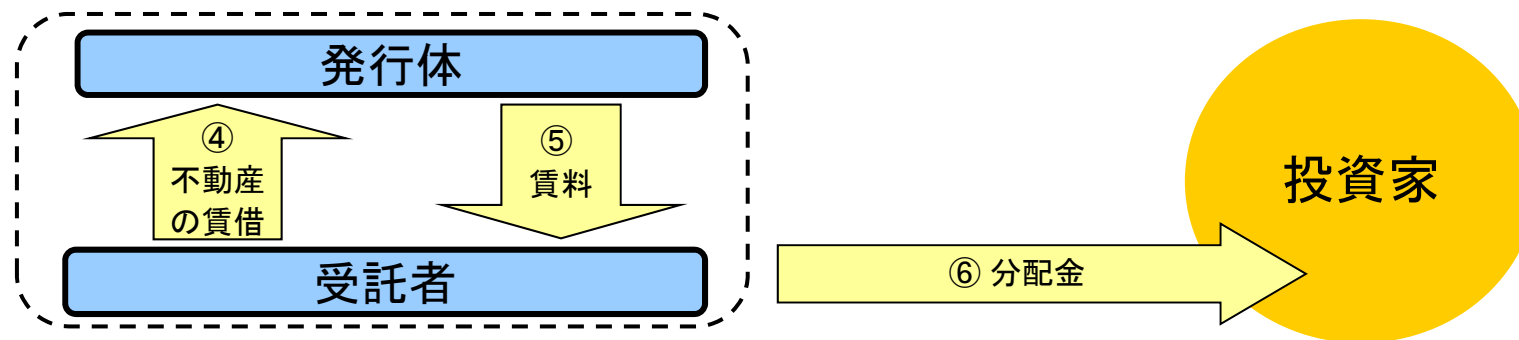
1 「日本版スクーク」の発行時

- ① 発行体は、所有する不動産を、特定目的信託の受託者に信託する。
- ② 投資家は、「日本版スクーク」の発行代わり金を、発行体に支払う。
- ③ 発行体は、投資家に対し、「日本版スクーク」を発行する。



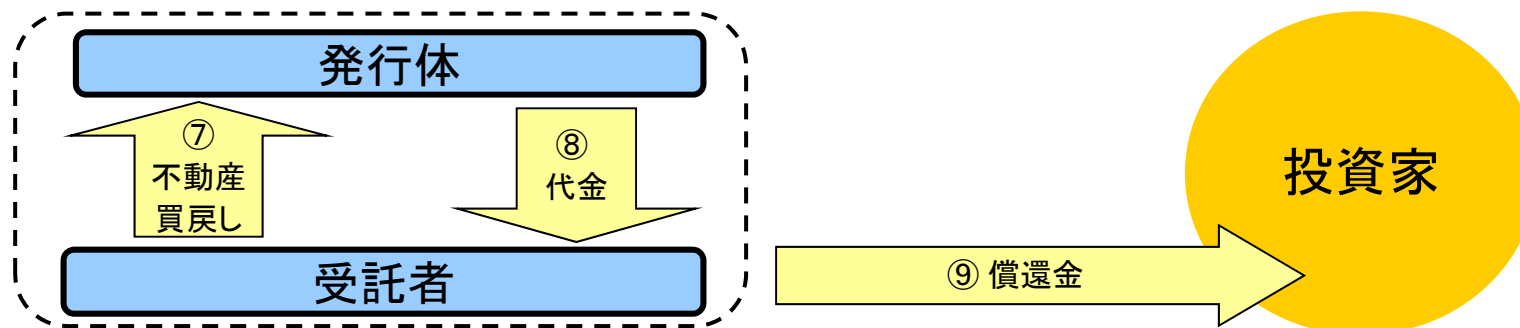
2 「日本版スーク」の発行後・償還前

- ④ 発行体は、受託者から、信託した不動産を賃借する。
- ⑤ 発行体は、受託者に対し、定期的に賃料を支払う。
- ⑥ 受託者は、投資家に対し、定期的に賃料を原資とする分配金を支払う。



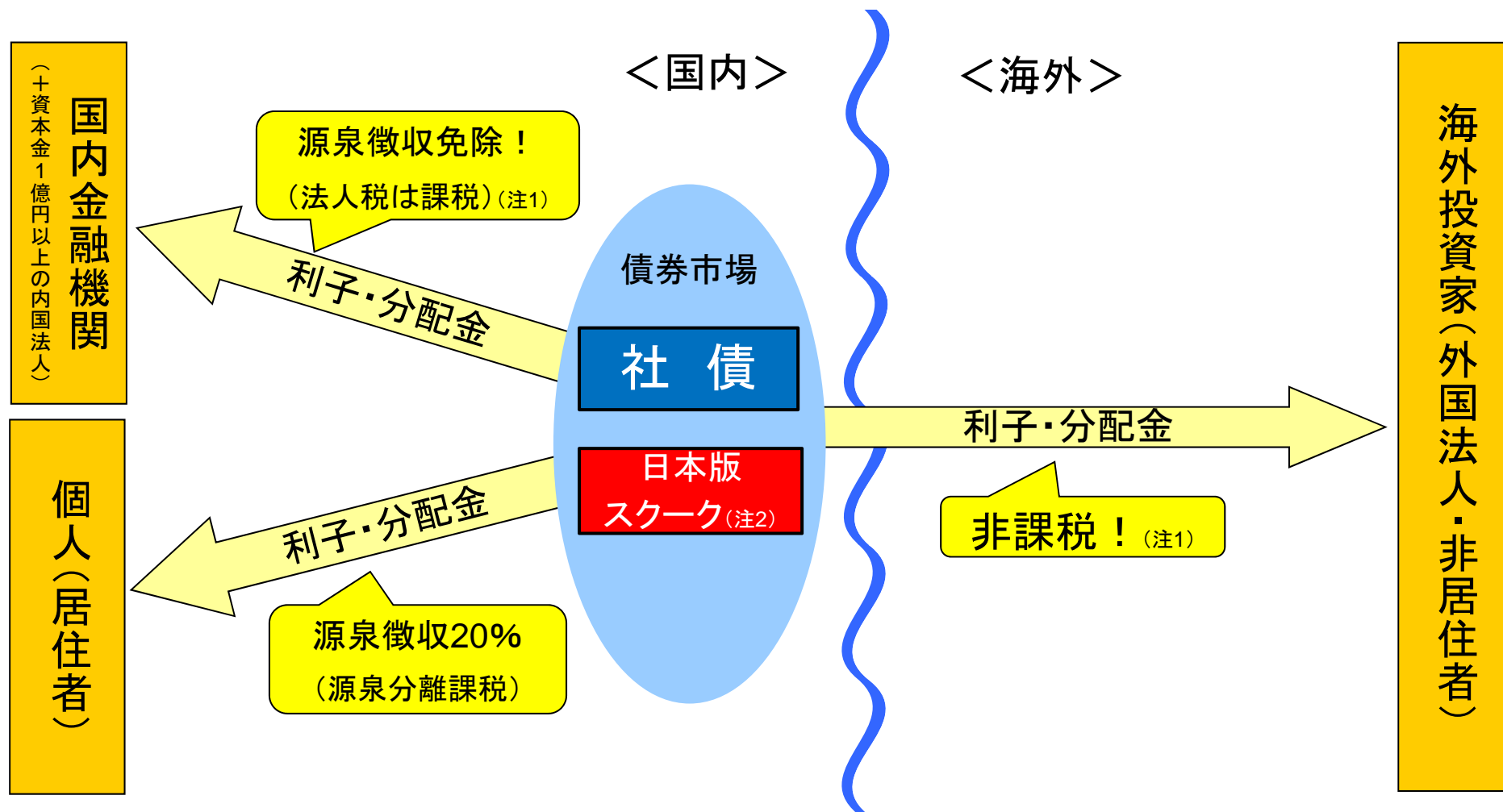
3 「日本版スーク」の償還時

- ⑦ 発行体は、受託者から、信託した不動産を買い戻す。
- ⑧ 発行体は、受託者に対し、不動産の買戻代金を支払う。
- ⑨ 受託者は、投資家に対し、不動産の代金を原資とする償還金を支払う。



Q3: 投資家が受ける「日本版スクーク」の分配金は、どのように課税されますか？

A3: 投資家が受ける「日本版スクーク」の分配金は、税務上、社債の利子と同様に取り扱われます。



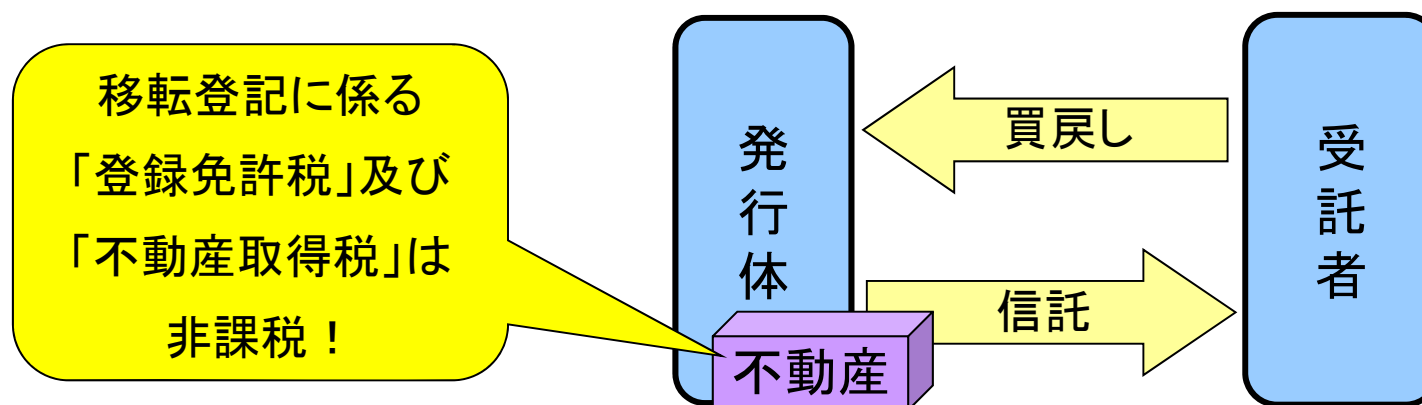
(注1) 「日本版スクーク」が振替制度の対象となっていることが必要です。

(注2) 「日本版スクーク」の分配金について税制上のペイスルーが認められるためには、「日本版スクーク」の募集が公募であること(発行総額1億円以上)、又は、機関投資家のみによって引き受けられることが必要です。

Q4:「日本版スーク」の組成に伴う形式的な不動産の移転については、どのような税制措置が設けられていますか？

A4:「日本版スーク」を発行するにあたり不動産を信託する場合、その移転登記に係る「登録免許税」と「不動産取得税」は非課税とされています。また、当該不動産の買戻しについても、主に次の要件を満たせば、「登録免許税」と「不動産取得税」は非課税になります。

- ① 発行体は、特定目的信託契約を締結する際に、受託者に対し、信託する不動産の売戻権を付与していること。
- ② 発行体は、特定目的信託契約の効力発生時から終了時までの間、当該不動産を自己の固定資産として経理していること(オンバランス取引)。
- ③ 発行体は、特定目的信託契約の効力発生時から引き続き、特定目的信託の受益権元本の一部を所有していること。
- ④ 発行体は、信託した不動産を賃借していること。
- ⑤ 発行体は、特定目的信託契約の終了時に、当該不動産を買い戻したこと。
- ⑥ 「日本版スーク」の年限は、20年以下であること。

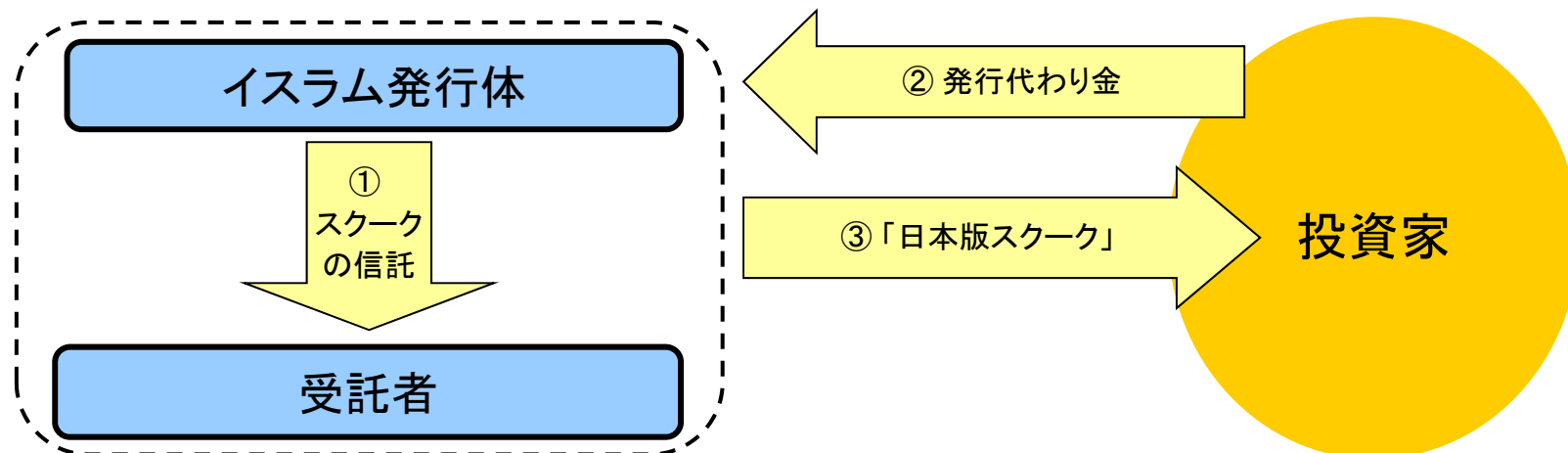


Q5:「サムライ・スクーク」とは何ですか？

A5:外国政府又は外国企業が我が国において発行する「日本版スクーク」をいいます。

- 「サムライ債」とは、外国政府又は外国企業が、我が国において発行する円建ての債券をいいます。
- 「日本版スクーク」の活用方法としては、イスラム圏の外国政府又は外国企業が、我が国において資金調達をする手段として用いることも考えられます。この場合、「日本版スクーク」は、「サムライ債」と経済的に同じ機能を果たすこととなります。
- 具体的には様々なスキームが考えられますが、例えば、イスラム圏の外国政府又は外国企業が、自らが自国において発行するスクークを特定目的信託の受託者に信託し、「日本版スクーク」を発行するというスキームが考えられます。

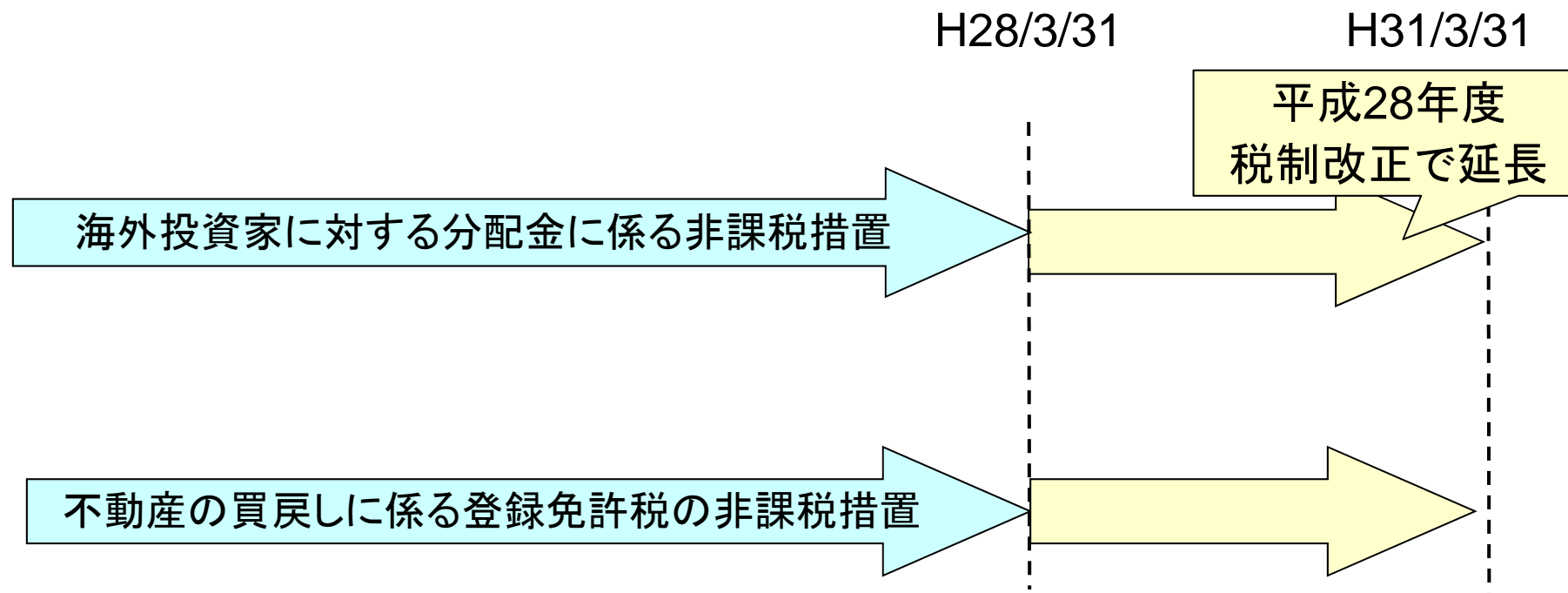
＜サムライ・スクークのスキーム例＞



Q6:「日本版スーク」に係る税制措置について、適用期限はありますか？

A6: 海外投資家が支払を受ける「日本版スーク」の分配金に係る非課税措置及び、「日本版スーク」の発行スキームに伴う不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置は、平成31年3月31日が適用期限とされています。

- 上記の適用期限は、いずれも「日本版スーク」の発行日ベースで適用されますので、適用期限までに「日本版スーク」が発行されていれば、その後の分配金や当該「日本版スーク」に係る不動産の買戻しについても非課税措置の適用を受けることができます。
- 今後、我が国において「日本版スーク」の発行実績を上げることにより、上記適用期限の延長又は恒久化を実現させることが、我が国におけるイスラム金融の発展の試金石となるでしょう。



Q7:「日本版スーク」の組成に伴う形式的な不動産の移転等は、現行の税法上、どのように取り扱われますか？

A7:Q2記載の発行スキーム例に沿った「日本版スーク」については、原則として以下のような取扱いとなります。

- 「日本版スーク」の組成に伴う不動産の信託及びその買戻しは、法人税法及び消費税法上、発行体及び受託者において不動産の譲渡はなかったものとされます。
- 発行体における「日本版スーク」の発行は、消費税法上、資産の譲渡に該当しないため、課税売上割合の計算上、分子及び分母の額に算入されません。

